

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
6	国民健康保険関係事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

早川町は、国民健康保険関係事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

—

## 評価実施機関名

早川町長

## 公表日

平成29年7月5日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	国民健康保険関係事務
②事務の概要	国民健康保険法(昭和33年法律第192号)に基づき、被保険者の資格の喪失・変更等の管理、被保険者証・限度額適用認定証等の発行、レセプトのチェック、療養費等の給付業務を行う。また、地方税法(昭和25年法律第226号)に基づき、被保険者に対する国民健康保険税を算出し、賦課徴収を行う。 国民健康保険法及び行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)の規定に従い、特定個人情報ファイルを次の事務に利用する。 ①被保険者等の資格に関する届出受付・管理 ②医療給付に関する届出受付・管理・所得区分等の確認・支払 ③国民健康保険税の賦課、更正、減免、徴収 ④国民健康保険税の納付証明書発行 ⑤口座振替処理 ⑥過誤納が発生した納税義務者へ還付・充当処理 ⑦督促及び催告処理 ⑧滞納整理、地方税法に基づく調査 なお、これらの事務に関して、番号法別表第二に基づいて、情報提供に必要な情報を「副本」として装備した中間サーバーを介して情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報の照会と提供を、符号を用いて行う。
③システムの名称	国民健康保険システム(資格・賦課)、収納管理システム、滞納管理システム、宛名納付システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー、次期国保総合システム、国保情報集約システム
2. 特定個人情報ファイル名	
被保険者台帳情報ファイル、賦課情報ファイル、給付情報ファイル、収納情報ファイル、滞納情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一 16項、30項 平成26年内閣府・総務省令第5号第16条、第24条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[ 実施する ] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二 【情報提供】1、2、3、4、5、12、15、17、22、26、27、29、30、33、39、42、58、62、78、80、87、88、93、97、106、109、120項 【情報照会】27、42、43、44、45項 平成26年内閣府・総務省令第7号 【情報提供】1、2、3、4、5、19、20、25、33、43、44、46条 【情報照会】20、25、26条
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	町民課
②所属長	町民課長 望月 法仁
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	早川町役場総務課 庶務担当 〒409-2732 山梨県南巨摩郡早川町高住758番地 Tel.0556-45-2511(代)
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	早川町役場町民課 税務保険担当 〒409-2732 山梨県南巨摩郡早川町高住758番地 Tel.0556-45-2519

## II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[ 1,000人未満(任意実施) ]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	平成29年3月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	平成29年3月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	国民健康保険は、国民健康保険法(昭和三十二年法律第九十二号)に基づき、市町村などが運営する保険制度である。市民は、当該市町村に申請を行うことで保険に加入することができる。保険加入後、市町村では住民に、病院での自己負担が軽減される保険証を発行する。市町村は、賦課期日時点で、資格がある住民に対して、保険料計算を行い、徴収を行う。また、給付事務として各種給付の申請受付、管理、支払事務などを行う。 ・本事務における特定個人情報ファイルは、以下の事務に使用している。 ①被保険者の各種届出に関する事務。(国民健康保険法第九条) ②他市町村の所得情報の確認。(情報提供ネットワークシステムの利用を想定)	国民健康保険法(昭和33年法律第192号)に基づき、被保険者の資格の喪失・変更等の管理、被保険者証・限度額適用認定証等の発行、レセプトのチェック、療養費等の給付業務を行う。また、地方税法(昭和25年法律第226号)に基づき、被保険者に対する国民健康保険税を算出し、賦課徴収を行う。 国民健康保険法及び行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)の規定に従い、特定個人情報ファイルを次の事務に利用する。 ①被保険者等の資格に関する届出受付・管理 ②医療給付に関する届出受付・管理・所得区分等の確認・支払 ③国民健康保険税の賦課、更正、減免、徴収 ④国民健康保険税の納付証明書発行 ⑤口座振替処理 ⑥過誤納が発生した納税義務者へ還付・充当処理 ⑦督促及び催告処理 ⑧滞納整理、地方税法に基づく調査 なお、これらの事務に関して、番号法別表第二に基づいて、情報提供に必要な情報を「副本」として装備した中間サーバーを介して情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報の照会と提供を、符号を用いて行う。	事後	
	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	国民健康保険システム、収納管理システム、滞納管理システム	国民健康保険システム(資格・賦課)、収納管理システム、滞納管理システム、宛名納付システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー、次期国保総合システム、国保情報集約システム	事前	
	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一の30の項	番号法第9条第1項 別表第一 16項、30項 平成26年内閣府・総務省令第5号第16条、第24条	事後	
	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二の27の項、42の項、44の項 並びに〇〇省令第〇条第〇項	番号法第19条第7号 別表第二 【情報提供】1、2、3、4、5、12、15、17、22、26、27、29、30、33、39、42、58、62、78、80、87、88、93、97、106、109、120項 【情報照会】27、42、43、44、45項 平成26年内閣府・総務省令第7号 【情報提供】1、2、3、4、5、19、20、25、33、43、44、46条 【情報照会】20、25、26条	事後	

